

広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成15年10月7日規則第69号）

改正後

別表第七（第十九条関係）

污水等関係特定施設

番号	施設の名称
(略)	
三	理化学に関する試験研究の用に供する洗浄施設（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校（幼稚部のみを置くもの及び高等部を置くものを除く。）並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十一項に規定する薬局又は同法第二十六条第一項の店舗販売業の許可を受けた店舗に設置されるものを除く。）

改正前

別表第七（第十九条関係）

污水等関係特定施設

番号	施設の名称
(略)	
三	理化学に関する試験研究の用に供する洗浄施設（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校及び中学校並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第十一項に規定する薬局又は同法第二十六条第一項の店舗販売業の許可を受けた店舗に設置されるものを除く。）